

長崎公務員専門学校 新型コロナウイルス感染症を含む 感染症の感染対策等について【令和5年4月1日以降】

(1) 感染対策について（学生・教職員および学外からの来校者）

引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」といった基本的な感染対策を行いながら、国や県、自治体の感染対策にご協力ください。

学内においては、以下の点にご注意ください。

- ・ 建物に入校する際、玄関に設置してある消毒液を用いて、手指の消毒を心がけてください。
- ・ 登校後、机や椅子を使用する際には、教室入口に設置してあるアルコールとペーパータオルを用いて、机や椅子などの身の回りの物の消毒を心がけてください。
- ・ 教室や面接室などを使用する際は、気候上可能な限り、常時換気を実施します。ご協力をお願いします。
- ・ マスクの着用については、感染状況等に応じて、着用を促すことも考えられますが、原則、各個人の判断にお任せします。

(2) 出席停止について（学生）

1. 出席停止となるもの

- 1) 感染症に罹患したもの
- 2) 同居者が感染症に罹患したもの
- 3) 発熱等の症状があり、感染症に罹患した疑いがあるもの
- 4) その他

- ① 学生本人に、基礎疾患等があり重症化するリスクが高いために登校すべきでないと判断した場合
- ② 学校が特に必要と認める場合

2. 出席停止の期間

1) 感染症に罹患したもの

・・・ 保健所または医師において感染のおそれがないと認めるまで。

※ インフルエンザ（新型コロナウイルス感染症含む）については、発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで（学校保健安全法施行規則 第十八条）

2) 同居者が感染症に罹患したもの

・・・ 保健所または医師において感染のおそれがないと認めるまで。またはそれに準ずる検査により感染のおそれがないと認めるまで。

3) 発熱等の症状があり、感染症に罹患した疑いがあるもの

・・・ 保健所または医師において感染のおそれがないと認めるまで。またはそれに準ずる検査により感染のおそれがないと認めるまで。

4) その他

- ① 学生本人に、基礎疾患等があり重症化するリスクが高いために登校すべきでないと判断した場合
・・・ 本人の判断による。
- ② 学校が特に必要と認める場合
・・・ 本人の判断による。